

～新井小 PTA に関する Q&A～

令和 4 年 3 月 入会届提出のお願いの際に、いただいたご意見、お問い合わせ内容です。

Q1.今回、「入会届」の提出を求めることとなったのは、どのような経緯があるのでしょうか？

A1.PTA は、任意の団体であることから、本来「入会と退会の自由」があります。しかし、新井小学校に限らず、これまで多くの日本全国の学校では「入会届」を整備していませんでした。この点につき、令和 3 年度の PTA 本部及び新井小学校で協議をした結果、「入会届」を整備しておいた方が良いとの結論になり、今回「入会届」の提出を求めることとなりました。また、市川市教育委員会からも「入会届」整備について要請があり、市川市内小中学校で対応校が増えてきています。

Q2.PTA は、任意の団体であるにもかかわらず、入会しない場合に入会しない理由を聞かれるのはなぜでしょうか？

A2.PTA は、任意の団体ではありますが、新井小学校に限らず日本全国の学校で PTA の組織は全員が加入することを前提とした制度設計になっております。それは、教育現場・子どもたちのために行われる活動なので、入会しているご家庭の子と入会しないご家庭の子を分けることは現実的に困難だからです。PTA の活動は学校の各行事と独立して行われているものではなく、学校の各行事と一体となって行われているもの（運動会、校内音楽発表会、秋祭りなど）ですので、入会をお願いし、子どもたちの安全・衛生・教育面での環境整備等の支援をしたいと考えております。

入会しない理由をご質問した背景については、今後の PTA 活動の在り方を検討する際の参考とさせていただきますという理由からになります。

Q3.PTA は、任意の団体であるにもかかわらず、入会を催促されるのはなぜでしょうか？

A3.上記 A2 に記載の背景からとなります。

PTA が任意の団体であるということは、法律などに基づいた加入が義務づけられた団体ではないということです。しかし、子どもたちを支えたいという気持ちは保護者共通の思いだと考えます。その思いを具現化するための団体が PTA です。公教育の場ですから、子どもたち一人ひとりに影響がでることをできるだけさけるため、全員が加入することを前提としています。

子どもたちの健全な育成のためには保護者や地域の方々との連携が不可欠です。今回、入会届を提出していただくのは、それらのことを踏まえ、保護者の方お一人ひとりがご自分の役割の大切さを自覚するきっかけとなればと思っています。どうかご理解ご協力をお願いします。

Q4.子どもたちの安全・衛生・教育面での環境を整備するために備品等を購入する必要があるのであれば、PTA 会費という「私費」から支出するのではなく、「公費」から支出すべきではないでしょうか？

A4.令和 2 年度～3 年度にかけて、新型コロナウイルスの感染防止策として、「体温計」、「アルコール消毒液」、「加湿器」等の備品を PTA 会費から支出させていただきました。これらは、子どもたちの安全面、衛生面から必要なものと考えており、「公費」で購入することができるのであれば、

それが一番理想的だと考えております。しかし、現状、小学校側に割り当てられる市川市からの予算だけでは上記のような備品等のすべてを購入する余裕がありません。そのため、現時点では、PTA 会費という「私費」から上記のような備品等の購入をしてスピード感をもって子どもたちの必要感に対応しております。

Q5. P T A に加入しなかった場合には、どのようなデメリットがあるのでしょうか？

A5. ある小学校では、PTA に加入されなかった方のお子様は、PTA 主催の行事への参加が出来ないこととしたという事例があります。

しかし、現時点で新井小学校 P T A ではそのような対応は検討しておりませんし、新井小学校に通う全校児童が平等に各行事に参加できるべきものと考えております。また、P T A に加入している児童と P T A に加入していない児童と差別的な取り扱いをすることは適切ではないと考えております。そのため、P T A に加入しなかった児童のみが被る不利益は想定しておりません。

繰り返しになりますが、P T A は、行事を始めとした、学校の教育活動全体の支援を行う団体なので、P T A に加入しなかった児童のみが被る不利益という発想はありません。今後 P T A に加入される方が減少し、PTA 活動を担う人がいなくなると、新井小学校に通う児童 全体 が被る不利益は生じる可能性があります。

Q6. 入会したら、必ず委員会活動に参加しないといけないのでしょうか？

A6. P T A 会員のみなさまには、クラス委員もしくは協力員のいずれかに、必ずなっただいておりますが、皆様の事情に合わせて協力していただけるようにしています。令和4年度の委員会「学年委員会」、「校外生活委員会」、「ベルマーク委員会」、「美化委員会」になっており、負担を軽減できるような活動内容も変更いたしました。 クラス委員ですと年間3回程度、協力員ですと年間1回程度の活動になるように考えています。フルタイムで働いているから、未就学児がいるから、などさまざまご事情があることと思いますが、P T A 委員会活動が新井っ子の安全・安心・豊かな学校生活の支援になっていることをご理解いただき、皆で少しずつ力を出し合う P T A となるよう、できる限りご協力をいただきたいと思います。

Q7. クラス委員に関する取り決めは今後どうなりますか？

A7.今のところ、1児童に対し新井小学校に在籍する6年の間に2回クラス委員にご協力いただく、ということに変更はありません。

ですが、役員・クラス委員は P T A 会員の中から選出されますので、今後、P T A 会員が減少傾向になったときに、会員のみなさまのご負担が増えたり、不公平感を感じたりすることができる限りないようにしたいと考えています。

今後も P T A 活動内容や役員・クラス委員の選出について継続して見直し、検討していきますので、取り決めについて変更になることがあるかもしれませんが、皆が参加協力しやすい P T A を目指しておりますのでご理解のほどよろしく願いいたします。